

## 申8号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う環境改善に関する申し入れを行う!

### —申し入れ項目—

1. 社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、勤務の取り扱いを「免除」とし、感染拡大防止に努めること。
2. 社員等の同居する家族等に感染の疑いがある場合又は同居する家族等が濃厚接触者に指定された場合の取扱いを明らかにすること。
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、会社の負担でPCR検査を実施すること。また、同居する家族等が感染した疑いがありPCR検査を実施した場合は、費用を補助すること。
4. 新型コロナウイルス感染症については未だに収束の見通しが立たないため、当面の間は退職記念乗車券の有効期間を延長すること。
5. 働き方やライフスタイルの変化に伴い、更なる福利厚生充実を図るため、カフェテリアポイントを増額すること。
6. 社宅の居住制限及び賃貸住宅援助金について、いわゆる「15年制限」は、新型コロナウイルス感染症の動静に踏まえて、当面の間凍結すること。
7. ウィズコロナ・ポストコロナ社会を含めた多様な働き方に対応できるよう、15年以上社宅に居住できるように、要件を見直すこと。

本部は11月11日、組合員の不安を解消し、コロナ禍における環境改善を実現するために「申8号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う環境改善等に関する申し入れ」を行いました。収束の見通しは依然として立たず、組合員はもとより支える家族も感染のリスクに不安を抱える中、健康管理に努めています。その不断の努力により、安全・安定輸送の完遂および安心の提供があり、社会インフラとしての使命を全うすることができています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「年休」や「病気」等の勤務が指定され、**自己責任**と捉えられる対応となっていることも事実です。また、**社宅利用等は15年の限度があり**、コロナ禍において転居の期限が迫っていることへの不安の声が寄せられています。今後は、働き方の変化だけでなく、ライフスタイルについても熟慮出来る期間を設けるといった、変化に対応できる環境の整備が必要です!

**ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、働きやすさ・働きがいのある職場環境の実現を目指し団体交渉を行います!**